

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊後大野市長 川野 文敏

市町村名 (市町村コード)	豊後大野市 (44212)	
地域名 (地域内農業集落名)	清川町 中村地区(行政区 三玉) (清川町 中村集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中村地区は、農業者の平均年齢77歳であり、地域の活性化のために新規就農者の確保・育成が課題となっている。
- ・草刈り作業も高齢化と常時作業できる人数の減少により負担となっている。
- ・将来方針として農地集約化を図るとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:(認定農業者) 集落営農法人1経営体、等
主な作物:水稲、麦(令和5年度より大豆、加工用米)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・法人を中心として農地の集積・集約化を行う。賃貸借契約により法人へ農地を貸し出している所有者も、水路や農道の管理に協力し地域全体で農地を守っていく。
- ・草刈り作業はシルバー人材センターや他の法人との連携により外部からの雇い入れにより対応する。
- ・農産物の高付加価値化や新たな作物として令和5年度より大豆、加工用米に取り組むこと、また他地区からの作業受託(粃すり等)の増加により農業所得の向上を図る。
- ・後継者についても地域内に限定せず外部からの担い手の確保・育成を図る。
- ・他2法人と機械・作業・人について連携を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
大部分は基盤整備済みであるが、その他の段差のある田等の未整備箇所の取組も検討していく。また団地内の田で効率的な作業をするために井路の自動排水について土地改良区に相談し取組を検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、指導を行い育てていく取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地の維持管理のためシルバー人材センターへ草刈り作業の委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②将来的に有機農業への切り替え、減農薬・減肥料を進めていく。